

株式などをお売りになって確定申告をする場合は、

# インターネットで 申告ができます！



STEP

## 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！  
(裏面をご参照ください)

作成コーナー

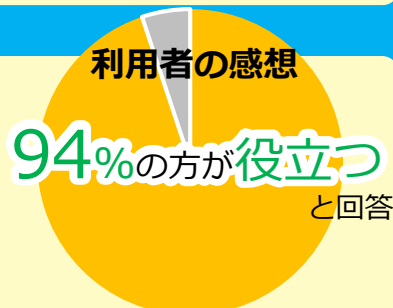


タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

STEP

## 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！



STEP

## 3 申告書を提出 申告書の提出方法は2通りあります。

### 作成コーナーからe-Taxで送信

※ タブレット端末等からはご利用になれません。

e-Taxで送信するためには、事前に次のものを準備する必要があります。

- ・ マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ ICカードリーダライタ



### 印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。

- ・ プリンタをお持ちでない方やタブレット端末等をご使用の方も、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



### ■ 株式などをお売りになった方の確定申告について

株式などをお売りになって譲渡益がある場合は、原則として確定申告が必要ですが、特定口座のうち源泉徴収口座でお売りになった場合の譲渡益については、申告しないこと（申告不要）を選択することができます。

上場株式等の譲渡損失がある場合に、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」の適用を受けるためには、譲渡損失の金額が生じた年分以後の年分において、連続して確定申告が必要です（株式等の売却がなかった年も、譲渡損失を翌年へ繰り越すための申告が必要です。）。

# 「確定申告書等作成コーナー」のご案内

① トップ画面で「作成開始」を選択



② 「所得税コーナーへ」を選択



③ 「左記以外の所得のある方」を選択



④ 「株式等の譲渡所得等」を選択し入力を開始



## お問合せ先のご案内

内容によって、お問合せ先が異なります。  
 なお、間違い電話が多くなっておりますので、電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようおかけください。



**事前準備、送信方法、エラー解消など作成コーナーの使い方に関するお問合せ**

⇒ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)  
 受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。  
 上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください (通常の通話料金となります。)

**マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダライタの設定などに関するお問合せ**

⇒ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178** (通話料金無料)

受付時間：月曜日～金曜日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)  
 受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。  
 上記の電話番号がご利用できない場合などは、050-3818-1250をご利用ください (通常の通話料金となります。)

**申告書の作成などにあたってご不明な点に関するお問合せ**

⇒ 最寄りの税務署 (電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。)

お電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。  
 一般のご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください (最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください。)

## マイナンバーに関するお知らせ

申告手続などには **マイナンバーの記載** と **本人確認書類の提示** 又は **写しの添付** が必要です。

※ e-Taxを利用すれば、提示又は写しの添付は不要となります。

(例1) マイナンバーカード



(例2) 通知カード + 運転免許証など

